



かなよ
冬の国スポ2027
* KANAGAWA YOKOHAMA *

第81回国民スポーツ大会冬季大会 アイスホッケー競技会

かなよこ冬の国スポ2027

ロゴ ガイドライン



[目次]

目次	1
はじめに	2
注意事項	2
使用の手続き	3
「標章」、「マスコット等」の使用までの流れ	4
申請・報告方法	5
申請にかかるQ&A	6
第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 大会愛称	7
第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 大会スローガン	8
第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 大会愛称 背景色の規定	9
第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 大会愛称 使用上の禁止・注意事項	10
第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 マスコット	11

【お問合せ先・申請書等提出先】

第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会事務局
(神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課内)
〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町2丁目14 大同生命横浜ビル10階
TEL: 045-285-0797
FAX: 045-662-5557
メール: kyogi-sports@pref.kanagawa.lg.jp
ホームページ: https://www.pref.kanagawa.jp/docs/tz5/81aiho_kanayoko.html



神奈川県PRキャラクター かながわキンタロウ

[はじめに]

この「ガイドライン」は、2027年1月に神奈川県で開催される第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会「かなよこ冬の国スポ2027」における標章、マスコット等の使用に関する基本ルールをまとめたものです。

この「ガイドライン」とともに、「第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会に係る標章等使用取扱規程」（令和8年7月27日施行）、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という）が定める「公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程（平成23年6月24日制定。以下「JSPO標章使用規程」という）及び「国民スポーツ大会関係標章使用のガイドライン」を確認し、デザイン使用のルールや注意事項等に留意し、広くご活用ください。

なお、第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会について、以下「実行委員会」と表記します。

[注意事項]

次の項目に該当する場合は、使用をお断りすること、又は使用許可を取り消すことがありますので、ご注意ください。

- (1) スポーツ又は国民スポーツ大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) JSPO標章使用規程に規定される使用上の遵守事項に従わないとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令、公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。
- (6) 使用目的が明らかでないとき。
- (7) 大会協賛企業の協賛権利を侵害するおそれのあるとき。
- (8) その他会長が標章、マスコット等の使用について不適当と認めたとき。

[使用の手続き]

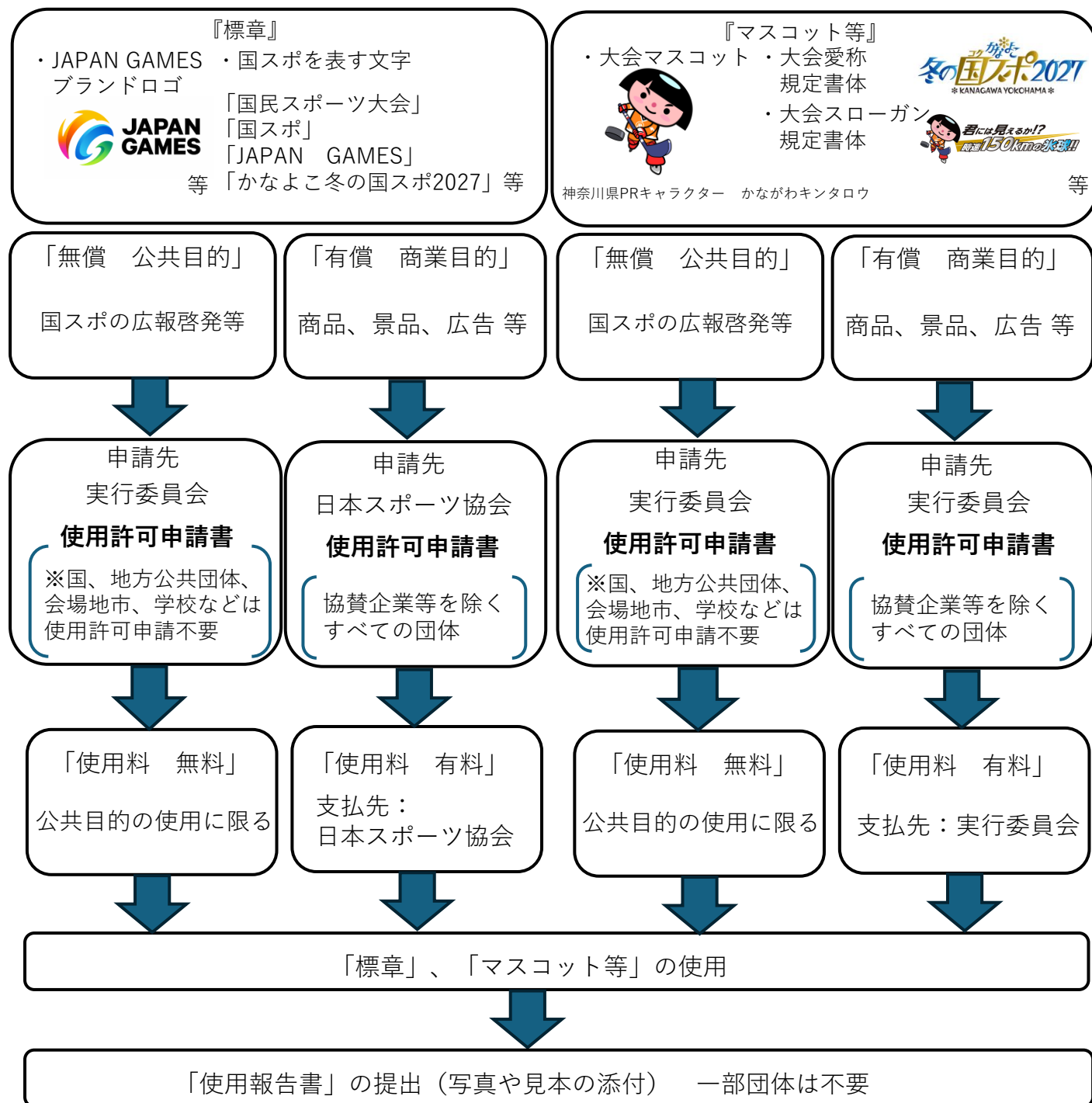
使用目的・使用する標章・マスコット等により、申請手続きは異なります。
次に記載の公共目的及び商業目的の詳細については、第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会に係る標章等使用取扱規程第4条（公共目的使用）及び第8条（商業目的使用）をご参照ください。

- 公共目的使用
「かなよこ冬の国スポ2027」の広報啓発などの目的で使用する場合。
- 商業目的使用
商品、景品、広告宣伝等の目的で使用する場合。
- 使用できる標章、マスコット等と申請先

使用できる標章、マスコット等			申請先	
			公共目的使用	商業目的使用
標章	国民スポーツ大会マーク	 等		公益財団法人 日本スポーツ協会
	国民スポーツ大会を表す言葉	・国民スポーツ大会 ・国スポ ・JAPAN GAMES ・かなよこ冬の国スポ2027 等		
マスコット等	かなよこ冬の国スポ2027大会マスコット	 等		第81回国民スポーツ大会冬季大会 アイスホッケー競技会実行委員会
	かなよこ冬の国スポ2027大会愛称規定書体			
	かなよこ冬の国スポ2027大会スローガン規定書体	 等		

公益財団法人日本スポーツ協会 連絡先
公益財団法人日本スポーツ協会 ブランド戦略部 マーケティング戦略課
〒160-0013
東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE内
TEL：03-6910-5804 メール：campaign@japan-sports.or.jp

「標章」、「マスコット等」の使用までの流れ



※「国、地方公共団体、会場地市、学校などは使用許可申請不要」とは、次に掲げる場合をいいます。

- (1) 国、地方公共団体、J S P O、公益財団法人神奈川県スポーツ協会、神奈川県内各市町村体育・スポーツ協会及びこれらに加盟するアイスホッケー競技団体が使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条による認定こども園が使用するとき。
- (3) 第81回国民スポーツ大会冬季大会のJAPAN GAMESパートナー、冬季国スポパートナー、冬季国スposponサー、冬季国スポサポーター、冬季国スポサプライヤー及び大会協力企業が企業協賛の特典として使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は大会の広報目的で使用するとき。
- (5) その他会長が特に認めたとき。

[申請・報告方法]

< 標章、マスコット等を公共目的で使用する場合 >

●申請許可申請について

標章、マスコット等を公共目的で使用する場合は、あらかじめ「公共目的使用許可申請書」に必要事項を記入の上、実行委員会へ提出してください。

なお、次に該当する場合は申請の必要はありません。

- (1) 国、地方公共団体、J S P O、公益財団法人神奈川県スポーツ協会、神奈川県内各市町村体育・スポーツ協会及びこれらに加盟するアイスホッケー競技団体が使用する時。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条による認定こども園が使用する時。
- (3) 第81回国民スポーツ大会冬季大会のJAPAN GAMESパートナー、冬季国スポパートナー、冬季国スポンサー、冬季国スポサポーター、冬季国スポサプライヤー及び大会協力企業が企業協賛の特典として使用する時。
- (4) 報道機関が報道又は大会の広報目的で使用する時。
- (5) その他会長が特に認めた時。

●使用報告について

標章、マスコット等を使用した場合は、使用報告書を年度終了後30日以内又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに実行委員会へ提出してください。

< 標章、マスコット等を商業目的で使用する場合 >

●申請許可申請について

標章を商業目的で使用する場合は、JSPO標章使用規程に従い、申請書に必要事項を記入のうえ、JSPOへ提出してください。

マスコット等を商業目的で使用する場合は、「商業目的使用許可申請書」に必要事項を記入の上、実行委員会へ提出してください。

●使用報告について

マスコット等を使用した場合は、使用報告書を年度終了後30日以内又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに実行委員会へ提出してください。

なお、標章を使用した場合は、JSPOの指示に従ってください。

[申請にかかるQ&A]

Q：申請はメールでできますか？

A：できます。メール、郵送、持参のいずれかで提出してください。なお、持参の場合は事前 に連絡の上お越してください。手続等の事前相談も可能です。

Q：かながわキンタロウのイラストのみを使うことはできますか？

A：公共目的の場合は可能ですが、商業目的の場合は不可です。商業目的の場合は、必ず大会愛称または大会スローガンと一緒にご使用ください。

Q：受注販売のため事前に製造数量を確定させることが困難です。申請書にはどのように記載すればよいですか。

A：申請時点での見込み数量を記入してください。その数を超えて製造する場合は、使用変更許可申請書をご提出ください。なお、“標章”の商業目的使用の場合は、日本スポーツ協会の「国民スポーツ大会関係標章使用のガイドライン」（P10,11）に沿って申請を進めてください。

Q：申請せず使用した場合どうなりますか。

A：未申請使用や類似標章の使用は、使用承認の取消、標章の使用停止及び使用に係る商品の回収が発生します。また、取消し等に伴う費用は使用者の負担となります。

詳しくはJSPO「国民スポーツ大会関係標章に関する規定」第9条をご参照ください。

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/koho_kyanpen/doc/kokuspo%20kitei.pdf

<開催県等で実際に日本スポーツ協会から指摘を受けた違反事例> ※過去大会で確認された事例

【標章の未申請使用】

- ・未申請の商品（箱菓子のパッケージに大会名・ロゴの掲載）が販売されていた。
- ・未申請の商店街発行の「国体応援クーポン」が各所で配布されていた。
- ・商業施設PRのチラシに、未申請で「頑張れ！●●国体（国スポ）・●●大会」表記されていた。
- ・未申請で「国スポ限定」などのポップを掲出して販売していた。
- ・新聞・広告紙等への広告掲載

【類似標章の使用】

- ・「ALL JAPAN」「CHAMPIONSHIPIN●●（開催地名）」など、大会の正式な標章を使用せず、類似標章を使用した商品を販売していた。

[基本形・基本色]



■フルカラー



グラデーション

CMYK: C100 M80 → (位置 70) → C60

RGB: R0 G64 B152 → (位置 70) → R84 G195 B241



CMYK: K100

RGB: R0 G0 B0



グラデーション

CMYK: C20 M40 Y100 K50 → (位置 70) → M20 Y80 K10

RGB: R132 G99 B0 → (位置 70) → R237 G197 B59



■モノクロ



グラデーション

K100 → (位置 70) → K60



K100



■白ヌキ

[アイソレーション] 周囲にクリアスペース(余白)を確保してください。
領域内に他のデザインや文字などを表示しないようにしてください。

※グラフィックエレメントと組み合わせて使用する際は
この限りではありません。



[最小サイズ] 再現性維持のため、このサイズ以上で使用してください。

最小サイズ: 左右 100mm



左右100mm未満で使用する場合は
下記のロゴを使用してください。

特例ロゴ 最小サイズ: 左右 50mm



〔基本形〕

■ヨコ組



25 度まで回転して使用可能

■タテ組



-25 度まで回転して使用可能

〔大会ロゴと組合せ〕 大会ロゴと組合せて使用できます。



〔使用上の禁止・注意事項〕

× 組合せでスローガンを大会ロゴより大きく表示する



【背景色の規定】 白または薄い色味の背景が基本です。常に明瞭に表示されるよう視認性を重視し、ロゴと背景色にコントラストを保ち使用してください。

○ 白マドで使用する（アイソレーションに注意）



○ 使用可
背景色が濃度10%以下の場合
(ロゴの視認性を確保できる)

■フルカラー
例: Y10%以下



■モノクロ
例: K10%以下



〔使用可能な背景〕 白背景、または濃度10%以下の淡色背景

× 使用不可
背景色が濃度10%を超える場合
(ロゴの視認性が低下する)

■フルカラー
例: Y60%



■モノクロ
例: K60%



〔使用不可能な背景〕 ロゴの視認性が低下する背景色

× 変化のある絵や写真等で使用する（縁取りやかげ等の処理は禁止）



× 黒を含む中高濃度の背景で使用する



〔使用上の禁止・注意事項〕 以下を参考に正しく使用してください。

× 文字バランス(位置)を変える



× KANAGAWA YOKOHAMA なしで使用する



× 文字を合体する



× 結晶❄️なしで使用する

KANAGAWA YOKOHAMA

× 文字パーツを移動させる(バラバラにならないよう注意してください)



× かなよこのみで使用する



神奈川県 PR キャラクター かながわキンタロウ

画像データ (CMYK 埋め込み) のため、印刷物等では特に解像度に注意し明瞭に表示してください。

※提供は PNG データとなります。ai データはありません。※PNG データ (RGB) は用途にあわせて使用してください。

シュート



対戦



おじぎ



立ち姿



やじるし



白黒



反転



ぬりえ用

